

御浜町総合計画審議会条例

昭和 54 年 7 月 9 日 条例第 12 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、御浜町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じて、御浜町総合計画に関する事項を調査審議し、意見を答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 名以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 公共的団体の役職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他町長が適当と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、その議事に関係のある者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。